

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第1四半期)

自 2021年1月1日  
至 2021年3月31日

Recovery International株式会社

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年12月28日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 Recovery International株式会社

【英訳名】 Recovery International Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大河原 峻

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目16番12号

【電話番号】 03-5990-5882 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部部長 柴田 旬也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目16番12号

【電話番号】 03-5990-5882 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部部長 柴田 旬也

# 目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	6
第4【経理の状況】	7
1【四半期財務諸表】	8
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	13
四半期レビュー報告書	

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期累計期間
会計期間	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	238,665
経常利益 (千円)	25,059
四半期純利益 (千円)	16,073
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	90,000
発行済株式総数 (株)	1,480
純資産額 (千円)	124,656
総資産額 (千円)	311,523
1株当たり四半期純利益 (円)	10,860.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	40.0

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は2021年10月18日付で普通株式1株につき700株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第9期 第1四半期累計期間
決算年月	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日
1株当たり当期(四半期)純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	15.51
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2021年1月に緊急事態宣言が再度発令され、同年3月には解除されたものの、収束の見通しが未だ立たず予断を許さない状況にあります。

当社が属する医療業界における訪問看護マーケットは大きく落ち込むことはなく、比較的安定した推移を見せております。しかしながら、感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、感染の動向が国内外経済及び訪問看護市場に与える影響を予測することが極めて困難な状況にあります。

このような状況のもと、当社は収益性の向上、人材確保に注力するとともに2021年3月に小平に新規拠点を開設しました。人材確保については、人材紹介会社とのタイアップ企画等により人材紹介会社との連携を深め、要員計画に沿った人材獲得が進んでおります。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は238,665千円となりました。利益面では、採用費負担や人件費負担の増加などの影響はありましたが、看護師一人当たりの月間訪問件数の向上により営業利益は21,529千円となりました。経常利益については、助成金収入を計上したこと等により、25,059千円、四半期純利益は16,073千円となりました。

なお、当社は訪問看護事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

#### (2) 財政状態の分析

##### (流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は287,909千円（前事業年度末残高305,245千円）となり、前事業年度末に比べ17,336千円減少いたしました。これは主に、売掛金が11,740千円増加したものの、現金及び預金が23,016千円減少したことによるものであります。

##### (固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は23,614千円（前事業年度末残高32,531千円）となり、前事業年度末に比べ8,916千円減少いたしました。これは主に、繰越欠損金の減少等により、繰延税金資産が8,414千円減少したこと等により、投資その他の資産が8,154千円減少したことによるものであります。

##### (流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は112,245千円（前事業年度末残高145,901千円）となり、前事業年度末に比べ33,656千円減少いたしました。これは主に、賞与引当金が8,642千円増加した一方で、一年内返済予定の長期借入金が1,039千円、未払費用が11,064千円、未払金が17,974千円、預り金が10,424千円減少したことによるものであります。

##### (固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は74,622千円（前事業年度末残高83,292千円）となり、前事業年度末に比べ8,670千円減少いたしました。その主な要因は、退職給付引当金が1,960千円増加した一方で、借入金の返済に

より長期借入金が10,631千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は124,656千円(前事業年度末残高108,582千円)となり、前事業年度末に比べ16,073千円増加いたしました。その要因は、主に四半期純利益の計上により利益剰余金が16,073千円増加したことによるものです。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間において、研究開発活動について特記すべき事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数(正社員数)は人員配置が不足していた既存支店の採用及び小平支店の新規採用等により、前事業年度末と比べ8名増加し、130名となりました。

(6) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備について特記すべき事項はありません。

(7) 販売実績

当第1四半期累計期間における販売実績を部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)
訪問看護サービス事業	238,665
合 計	238,665

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の実績を記載しております。  
2. 当第1四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	販売高(千円)	割合(%)
東京都国民健康保険団体連合会	122,797	51.3
高知県国民健康保険団体連合会	23,976	10.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

(注) 2021年9月16日開催の取締役会決議により、2021年10月18日開催の臨時株主総会にて株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は4,000,000株増加し、5,000,000株となっております。

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,480	1,316,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,480	1,316,000	—	—

(注) 1. 2021年9月16日開催の取締役会決議により、2021年10月18日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,314,120株増加し、1,316,000株となっております。  
2. 2021年10月18日開催の臨時株主総会にて単元株制度導入に伴う定款変更が行われ、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月31日	—	1,480	—	90,000	—	76,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,480	1,480	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,480	—	—
総株主の議決権	—	1,480	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

役職名	氏名	生年 月日	略歴		任期	所有株 式数 (株)	就任年月 日
監査役	伊藤 広樹	1981年 9月18日	2007年 12月	最高裁判所司法研修所 修了 弁護士登録	(注2)	-	2021年 3月25日
			2007年 12月	西村あさひ法律事務所 入所			
			2013年 8月	同所 退所			
			2013年 9月	岩田合同法律事務所 入所			
			2016年 1月	同所 パートナー (現任)			
			2021年 3月	当社 監査役 (現任)			

(注) 1. 監査役 伊藤 広樹は社外監査役であります。

2. 監査役の任期は、2021年10月18日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

### (2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

### (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	124,575	101,559
売掛金	162,774	174,515
前払費用	11,868	10,763
未収入金	4,618	77
その他	2,003	1,614
貸倒引当金	△595	△621
<b>流動資産合計</b>	<b>305,245</b>	<b>287,909</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	4,077	3,335
無形固定資産	394	374
投資その他の資産	28,059	19,904
<b>固定資産合計</b>	<b>32,531</b>	<b>23,614</b>
<b>資産合計</b>	<b>337,776</b>	<b>311,523</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
一年内返済予定の長期借入金	37,017	35,978
未払金	26,648	8,673
未払費用	56,931	45,867
未払法人税等	2,229	570
未払消費税等	322	200
預り金	21,761	11,336
賞与引当金	954	9,597
その他	37	22
<b>流動負債合計</b>	<b>145,901</b>	<b>112,245</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	67,686	57,055
退職給付引当金	9,716	11,676
資産除去債務	5,890	5,890
<b>固定負債合計</b>	<b>83,292</b>	<b>74,622</b>
<b>負債合計</b>	<b>229,194</b>	<b>186,867</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>90,000</b>	<b>90,000</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>76,000</b>	<b>76,000</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>△57,417</b>	<b>△41,343</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>108,582</b>	<b>124,656</b>
<b>純資産合計</b>	<b>108,582</b>	<b>124,656</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>337,776</b>	<b>311,523</b>

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

当第1四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	
売上高	238,665
売上原価	146,732
売上総利益	91,932
販売費及び一般管理費	70,402
営業利益	21,529
営業外収益	
業務受託料	261
助成金収入	3,611
その他	0
営業外収益合計	3,873
営業外費用	
支払利息	336
その他	7
営業外費用合計	343
経常利益	25,059
税引前四半期純利益	25,059
法人税、住民税及び事業税	570
法人税等調整額	8,414
法人税等合計	8,985
四半期純利益	16,073

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

当社は、食物誤嚥による窒息で死亡した元利用者の遺族から2019年4月に、損害賠償金及び慰謝料の合計110百万円超の支払いを求めた訴訟を提起されております。これに対し、当社代理人弁護士は、仮に原告の主張が認められた場合でも、元利用者の年齢や認知症の度合を考慮すると、満額に近い認容判決が下されることは考え難いとの見方を示しております。また、審理も継続中であることから、現時点で将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発債務に係る損失について引当金は計上しておりません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間  
(自2021年1月1日  
至2021年3月31日)

減価償却費	761千円
-------	-------

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、訪問看護事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年1月1日 至2021年3月31日)
1株当たり四半期純利益	15.51円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	16,073
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	16,073
普通株式の期中平均株式数(株)	1,036,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。当社は、2021年10月18日

付けで普通株式1株につき普通株式700株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株あたり四半期純利益を算定しております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

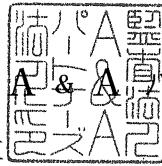
該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年12月13日

Recovery International株式会社  
取締役会御中

監査法人  
東京都中央区



アンド・ティナーズ

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

齊藤晃一



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

松本浩幸



## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているRecovery International株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、Recovery International株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レ

ビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上